

【重要】市民の皆様へ：消防法改正のお知らせ

「乗用車でのガソリン運搬容器の基準が変わりました」

■改正による変更点（制度の見直し）

改正前 これまで

乗用車等でのプラスチック容器によるガソリン運搬は認められていませんでした。

- ・灯油用ポリ容器等でのガソリン運搬：不可（大変危険）
- ・金属製携行缶等のみ認められていました

改正後 令和6年3月1日から

消防法適合の基準を満たした一部のプラスチック容器であれば、乗用車等でのガソリン運搬が可能になりました。

- ・基準に適合した専用プラスチック容器の使用が可能に
- ・ただし、容量や使用年数に厳格な基準があります

新たに認められるプラスチック製ガソリン運搬容器の「3つの基準」

新たに認められるプラスチック製容器について

①容器にUN表示及び容器記号3H1が記されていること



②容積（容量）が10リットル以内であること

ガソリン用プラスチック製運搬容器の最大容量は「危険物の規制に関する規則」別表第3の2により10リットル（プラスチック容器・危険物等級Ⅱ）とされています。10リットルを超えるプラスチック容器も市販されていますが、それらで危険物を運搬することは消防法違反となりますので注意が必要です。

③当該容器は製造日から5年以内のものであること

製造日から5年を経過したものは危険物運搬容器として認められません。（写真③）

■【ガソリンを安全に運搬・保管するための注意事項】

●火気厳禁・高温場所の回避

直射日光の当たる場所や車内への長時間放置、火気の近くでの保管・運搬は絶対に行わないでください。

●確実な密栓と表示の徹底

キャップを確実に締め、転倒を防ぎます。容器外部に「ガソリン」「数量」「火気厳禁」の表示が必要です。

【ご注意ください】セルフスタンドで自ら詰め替えることは禁止されています

顧客が自らガソリンを容器に詰め替えることは法律で禁止されています。購入の際は、必ずガソリンスタンド従業員に詰め替えて依頼してください。